

健康保険・年金の資格異動証明書

被 保 険 者 (本 人)	氏 名	大・昭 年 月 日生 平・令		
	住 所	高山市 町 番地		
資格 取得 年月日 喪失	取 得	年 月 日		
	喪 失	年 月 日退職により 年 月 日喪失		
健 康 保 険 の 被保険者記号番号	保険者名			
	記号番号	記号	番号	
基 礎 年 金 番 号		—		
被 扶 養 者 (家 族)	氏 名	続 柄	取得・喪失年月日 <small>(取得日は被扶養者になった日、喪失日は扶養がされた日)</small>	取得・喪失理由 (AB いずれかに○をする) 取得、喪失などの事由にも○をする
			年 月 日	A 被保険者(本人)の取得・喪失により B 被扶養者資格の認定・取消により
			年 月 日	A 被保険者(本人)の取得・喪失により B 被扶養者資格の認定・取消により
			年 月 日	A 被保険者(本人)の取得・喪失により B 被扶養者資格の認定・取消により
			年 月 日	A 被保険者(本人)の取得・喪失により B 被扶養者資格の認定・取消により
			年 月 日	A 被保険者(本人)の取得・喪失により B 被扶養者資格の認定・取消により
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>高山市長 殿</p> <p style="text-align: center;">事業所名・所在地</p> <p style="text-align: center;">TEL ()</p>				

◎ 職場の健康保険の資格に異動があった場合は、必ず14日以内に高山市へ届けてください。

◎ この証明書は高山市への届け出に必要となります。証明は必ず事業所で受けてください。

届け出に必要なもの

職場の健康保険をやめたとき

職場の健康保険に入ったとき

- | |
|--------------------------|
| この証明書・本人確認書類(免許証等) |
| マイナンバー確認書類(世帯主と切替対象者のもの) |
| 国保の保険証・本人確認書類(免許証等) |
| マイナンバー確認書類(世帯主と切替対象者のもの) |
| 職場の保険証またはこの証明書 |

届け出先

高山市役所 市民課⑩窓口(国保年金担当)

または 各支所 地域振興課窓口

退職された方へ（国保、年金の加入手続きについて）

● 届け出について

退職されて、職場の医療保険や年金をやめられたときや、扶養からはずれたときは次の職場の保険や年金に加入されるまでは、国民健康保険や国民年金に加入することになります。

職場の医療保険や年金をやめられたら、14日以内に高山市役所市民課⑧番窓口または各支所地域振興課窓口まで下記のものをご持参の上、お出かけください。代理の方でも手続きができます。

（委任状が必要です）

① 職場の保険がきれた証明書（健康保険・年金の資格異動証明書）

※社会保険の扶養家族がない場合のみ、離職票など退職日が分かる書類で代えることができます

② 届け出にみえる方の本人確認書類

③ マイナンバー確認書類（世帯主と切替対象者のもの）

● 手続きが遅れたり、されないと…

【国保】

会社の保険と国民健康保険の保険料が二重納付となる場合や、さかのぼって保険料を納めることになる場合があります。また、医療費を全額自己負担していただく場合や医療費を返還していただく場合があります。

【年金】

将来すべての年金を受ける資格を失ったり、受けることができても不利になったりします。

本人確認書類について

申請にともない本人確認をしています。ご協力をお願いいたします。

◎1点で良いもの：法律、法令に基づき本人に交付された本人名義の「顔写真のある」書類

（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カード、身障者手帳、療育手帳など）

◎2点必要なもの：本人に交付された本人名義の「顔写真のない」書類

（公的資格の免許証・身分証明書、保険証、資格異動証明書、年金手帳、年金証書、学生証、会社の身分証、預金通帳、キャッシュカード、診察券、クレジットカード、公共料金の通知書など）